

第10回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年6月21日
 告示番号 第7号
 会議年月日 令和4年6月27日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主事 阿部 喜昭

本日の案件 第10回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時31分

議長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第10回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に20番 遠藤 勝幸 委員、21番 畠山 潔 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、阿部主任主事を指名いたします。
議長	議案審議に入ります。 「報告第21号 農地専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員長より報告願います。
農地専門委員長 (佐藤 繁 委員)	第2回農地専門委員会の協議結果について概要を報告いたします。

開催日時、令和4年6月16日、14時から15時30分まで、開催場所、一関市役所川崎支所2階多目的室、出席者は私ほか農地専門委員9名、欠席2名、事務局からは、阿部局長、佐藤局長補佐、千葉主事。

議題、協議(1)荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断について、(2)令和4年度農地パトロール(利用状況調査)及び荒廃農地調査実施要領等について。

協議事項は、次の2点について審議を行いました。

(1)荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断については、議案第75号で提案される非農地判断対象地2筆について審議を行いました。

当該2筆は令和3年度中にパトロールの相談を受けたものの、現地の積雪等の理由によりパトロールの実施が遅れていた農地について非農地判断を行うものであり、協議の結果、当該荒廃農地を非農地と判断することについて可と決定されました。

(2)令和4年度農地パトロール(利用状況調査)及び荒廃農地調査実施要領等については、各種資料により事務局の説明後に審議いたしました。

その結果、原案のとおり実施することとしてよい旨、また、引き続き、現地にたどり着けない場所への措置として「航空写真」の利用を可とする旨を確認しました。

そのほか、水利権や農地とその周辺の管理についてなど、営農上で地域が抱える問題点とその対策に対する意見交換や、太陽光発電に関する相談が増加傾向にあるとの情報共有など活発な話し合いが行われました。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

以上で「報告第21号」の報告を終わります。

質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第21号」の質疑を終わります。

「報告第22号 専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

2ページをお開き願います。

報告第22号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議 長

議 長

局 長

農地法第3条の3の規定による相続の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき、報告するものです。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から9ページの第22号までの22件、22名の方からの届出であり、専決処分の日は令和4年6月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第22号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、「報告第22号」の質疑を終わります。

次に、「報告第23号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

初めに、先月の報告第20号 農地現状変更届出の報告の際、質疑のありました東山町田河津地内のソーラー付きカーポートについてであります。6月10日に農業委員及び事務局職員で現地確認を行いました。届出人は複数の農機具を所有し、現在、納屋の狭い下屋に保管しており、必要な農機具の出し入れに苦慮しているため、農機具置き場を必要としているものであり、届出のあった施設は、農機具を保管する農業用施設であることを確認いたしましたので改めてご報告いたします。

10ページをお開き願います。

報告第23号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたしま

す。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第6号までの6件、12筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための切土が1件、盛土が3件、農業用施設の整備が2件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第23号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第23号」の質疑を終わります。

次に、「議案第68号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

11ページをご覧ください。

議案第68号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請1件です。

第1号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が新規に就農し耕作を行うため、空き家バンク登録物件の宅地、山林等を含め取得しようとするもので、譲受人は農作業経験がありませんが、ぶどうの作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しており、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第2号については、貸付人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、借受人は農地所有適格法人以外の法人ですが、新規事業としてぶどうの生産を始めるため、解除条件付使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり

り令和23年12月31日までの19年5か月間となっております。

農地所有適格法人でない法人の貸借ですが、貸借契約書に解除条件が付されていること等、許可要件を満たしております。

また、ぶどうの作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

12ページをご覧ください。

第3号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第4号については、譲渡人と譲受人は自宅が隣同士の関係にあり、譲受人が以前から育苗ハウスと借用していた畑について、経営安定のため贈与により取得しようとするものです。

次に、大東地域に係る申請7件です。

第5号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が自宅の新築予定地に隣接する農地を経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13ページをご覧ください。

第6号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため宅地、山林等を含め、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13ページから15ページになりますが、

第7号から第11号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、周辺を一体で管理するため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和8年12月31日までの4年6か月間となっております。

次に、千厩地域に係る申請4件です。

第12号については、譲渡人が耕作管理が困難な状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第13号については、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人が労力不足の状態にあり管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

16ページをご覧ください。

第14号については、譲渡人と譲受人は夫婦関係にあり、実際の耕作者である譲受人の妻に名義を揃えるため贈与により取得しようとするものです。

第15号については、譲渡人が高齢により労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第16号については、譲渡人が遠方に居住しており、後継者もなく、労力不足の状態にあることから、譲受人が新規に就農し耕作を行うため、空き家バンク登録物件の山林、原野等を含め取得しようとするもので、譲受人は農家ではありませんが、水稻、じゃがいも、とうもろこし等の作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しており、売買金額は記載のとおりとなっております。

17ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請4件です。

第17号及び第18号については、貸付人が体調不良により耕作管理が困難な状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年3月31日までの2年9か月間となっております。

第19号については、譲渡人が労力不足により耕作管理が困難な状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

18ページをご覧ください。

第20号については、譲渡人が高齢により耕作管理が困難な状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第21号については、譲渡人が耕作管理が困難な状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、藤沢地域に係る申請5件です。

18ページから20ページになりますが、

第22号については、譲渡人が耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため近隣の農地と一体で管理するため贈与により取得しようとするものです。

第23号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得し、近隣の農地と一体で管理しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第24号から第26号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

以上26件の申請は、第2号のみ農地法第3条第2項第2号に該当しますが、同法第3条第3項の各号の要件をすべて満たしており、また、第2号以外のいずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第68号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

19番

佐藤 洋子 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年6月10日、金曜日、午後1時より、現地調査員、農業委員 山本委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員、佐藤委員、小野寺委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

22番

佐藤 多賀幸 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査の報告を行います。

現地調査日、令和4年6月10日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員、佐藤委員、佐々木委員、支所職員、千葉産業建設課主査。

報告内容、第2号から第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな

議 長

23番

鈴木 勝 委員

いことから問題ないと思われます。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和4年6月10日、金曜日、午後1時30分より、
現地調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員、菅原
委員、小崎委員、支所職員 小野寺産業建設課主査。

報告内容、第5号から第11号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました
結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな
いことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

8番

千田 幹雄 委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年6月10日、金曜日、午前9時30分より、
現地調査員、農業委員 私 千田、農地利用最適化推進委員、千葉
委員、渡邊委員、支所職員 小山産業建設課主査。

報告内容、第12号から第15号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました
結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな
いことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

24番

鈴木 弘也 委員

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域、農地法第3条現地調査の報告を行います。

現地調査日、令和4年6月10日、金曜日、午前9時より、現地
調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員、千葉委
員、渡辺委員、事務局職員、千葉主査、支所職員、加藤産業建設
課課長補佐。

報告内容、第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いず
れも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから
問題ないと思われます。

以上です。

議 長

12番
藤原美喜男 委員

ありがとうございました。
次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。
室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和4年6月10日、金曜日、午前9時30分より、
現地調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員、菅原委員、支所職員、小原産業建設課主任技師。
報告内容、第17号から第20号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

20番
遠藤 勝幸 委員

ありがとうございました。
次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。
川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和4年6月10日、金曜日、午前8時45分より、
現地調査員、農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員、小野寺委員、今野委員、支所職員、坂本産業建設課課長補佐。
報告内容、第21号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

18番
佐々木 栄一 委員

ありがとうございました。
次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。
藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和4年6月10日、金曜日、午後1時30分より、
現地調査員、農業委員 私 佐々木、農地利用最適化推進委員、伊藤委員、菅原委員、支所職員、阿部産業建設課主事。
報告内容、第22号から第26号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。

議 長 (なしの声あり)
審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長 (異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第68号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

議 長 (挙手満場)
挙手満場と認めます。
よって、「議案第68号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

局長補佐 21ページをお開き願います。
議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。
最初に、一関地域に係る申請5件です。
第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。
第2号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。
第3号は、借受人が公共工事施工に伴う近隣住民の臨時駐車場として利用するため一時転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。
22ページをお開き願います。
第4号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
農地区分は、10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用は可能と考えられま

す。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請2件です。

第6号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用は可能と考えられます。

23ページをお開き願います。

第7号は、借受人が来客用駐車場として使用するため転用申請するものです。

農地区分は、300m以内に摺沢駅があることから、第3種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第8号は、譲受人が駐車場として利用するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第9号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

24ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第10号は、譲受人が作業場付き自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、10件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第69号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果

議 長

19番
佐藤 洋子 委員

報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

調査日と調査員は農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから南東に約1.6kmの位置にあり、周囲は北、東及び西側が宅地、南側が雑種地となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第2号、申請地は、一関インターチェンジから南に約510mの位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東側が農地、南側が宅地、西側が市道となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第3号、申請地は、一関インターチェンジから北に約340mの位置にあり、周囲は北側が農地及び公衆用道路、東及び南側が用悪水路、西側が市道となっています。

申請人が公共工事に伴う近隣住民の臨時駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。なお、本工事は、市発注の磐井川流域関連一関公共下水道月町地区他枝線工事であります。

第4号、申請地は、JR真滝駅から南東に約2.3kmの位置にあり、周囲は北側が雑種地及び宅地、東側がため池、南側が公衆用道路、西側が原野となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第5号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約8.3kmの位置にあり、周囲は北及び東側が農地、南側が市道、西側が道となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

議 長

23番
鈴木 勝 委員

以上です。
ありがとうございました。
次に、大東地域担当委員の方、報告をお願いします。
大東地域の農地法第5条現地調査報告を行います。
現地調査日と現地調査員については農地法第3条と同じです。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、JR摺沢駅から北東に約1.8kmの位置にあり、周囲は北、南及び西側が農地、東側が市道となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第7号、申請地は、JR摺沢駅から東に約220mの位置にあり、周囲は北側が宅地及び農地、東側が市道、南側が県道、西側が農地となっています。

申請人が来客用駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

8番
千田 幹雄 委員

ありがとうございました。
次に、千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。
千厩地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。
調査日、調査員につきましては農地法第3条と同じです。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、JR千厩駅から南西に約720mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が雑種地、南側が国道、西側が市道となっております。

申請人が駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。

議 長

20番
遠藤 勝幸 委員

ありがとうございました。
次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。
川崎地域の農地法第5条の現地調査報告をいたします。
調査日、調査員につきましては農地法第3条と同じです。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請地は、川崎支所から南東に約2.3kmの位置にあ

<p>議 長 18番 佐々木 栄一 委員</p>	<p>り、周囲は北、南及び西側が農地、東側が宅地となっております。</p> <p>申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>藤沢地域の農地法第5条の現地調査報告をいたします。</p> <p>調査日、調査員につきましては農地法第3条と同じです。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。</p> <p>第10号、申請地は、藤沢支所から北西に約2.8kmの位置にあり、周囲は北側が原野、東側が山林、南側が農地、西側が市道となっております。</p> <p>申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p>
<p>議 長 21番 畠山 潔 委員</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>局長 補 佐 議 長</p>	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第69号」を許可相当と決します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第70号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。</p>

局長補佐

事務局の説明を求めます。

25ページをお開き願います。

議案第70号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、藤沢地域に係る1件です。

第1号は、平成30年7月26日付けで、土砂採取のための仮設道路及び運搬車両の待機スペースとして一時転用許可を受けていましたが、納入先である気仙沼地区の東日本大震災復興工事の工程の遅延、また、新たに災害復旧工事の追加注文を受けたことにより、再度転用期間の延長を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第70号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第70号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第70号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第71号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

26ページをお開き願います。

議案第71号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

27ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が11件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が5件、集団案件一括方式が3件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号から29ページ、第5号までの4件は、花泉地域に係る申請です。

第6号から31ページ、第10号までの5件は、大東地域に係る申請です。

第11号は、室根地域に係る申請です。

32ページをお開き願います。

次に、所有権移転です。

第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号は、藤沢地域に係る申請です。

33ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第2号までの2件は、東山地域に係る申請です。

第3号から34ページの第5号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。

35ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から第3号までの3件は、千厩地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第71号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定 第5号について、22番 佐藤 多賀幸 委員及び農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第2号について、20番 遠藤 勝幸 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第71号」について、貸借権設定 第5号及び農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第2号を除き可と決する方は

		挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第71号」について、貸借権設定 第5号及び農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第2号を除き可と決めます。
議	長	次に、「議案第71号」貸借権設定 第5号について審議いたします。
		佐藤 多賀幸 委員は退室願います。
		(午後2時30分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第71号」貸借権設定 第5号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第71号」 貸借権設定 第5号は可と決しました。
		佐藤 多賀幸 委員は入室願います。
		(午後2時31分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。
		「議案第71号」 貸借権設定 第5号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第71号」農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第2号について審議いたします。
		遠藤 勝幸 委員は退室願います。
		(午後2時32分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第71号」農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第2号を可と決する方は挙手願います。

議	長	(挙手満場) 挙手満場です。 よって、「議案第71号」農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第2号は可と決しました。
議	長	遠藤 勝幸 委員は入室願います。 (午後2時33分 入室) 遠藤 勝幸 委員に申し上げます。 「議案第71号」農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第2号は可と決しました。 (午後2時34分 休憩) (午後2時45分 再開)
議	長	休憩中の会議を再開いたします。
議	長	次に、「議案第72号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。
局長補佐		事務局の説明を求めます。 36ページをお開き願います。 議案第72号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。 一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。 38ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。 第1号は、千厩地域に係る申請です。 以上、申請の内容については記載のとおりです。 また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。
議	長	以上で説明を終わります。 以上で「議案第72号」の説明を終わります。 審議願います。 ございませんか。
議	長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第72号 農用地利用配分計画案に係る意見について」許

		可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第72号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第73号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
		に対する可否の決定について」を上程いたします。
		事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		39ページをお開き願います。
		議案第73号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する
		可否の決定について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を
		受けるための適格者であることの証明願が提出されたので、当該
		証明の可否についての処分の決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は、一関地域の1件です。
		被相続人、相続人、適用を受けようとする農地は、記載のとおり
		です。
		被相続人は、令和3年9月18日に亡くなっており、申請者が被
		相続人の農地を遺産分割協議書により相続することになったこと
		に伴い、相続税の納税猶予を受けるため、死亡した日から10か月
		以内に税務署へ相続税の納税猶予を受けるための適格者証明書を
		提出する必要があるものです。
		今回の申請は、被相続人が農業を営んでいた農地で、相続人が
		引き続き農業経営を行うことから要件を満たすものと考えます。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第73号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第73号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対す
		る可否の決定について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第73号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第74号 農地法の適用外であることの証明願に対

局長 補佐

する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

40ページをお開き願います。

議案第74号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は4件で、一関地域1件、花泉地域2件、室根地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第74号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

19番

佐藤 洋子 委員

まず一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

調査日、調査員は農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR真滝駅から東に約4.2kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が宅地、南側が市道、西側が宅地及び農地となっております。

昭和54年頃から増築した建物の一部及び宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

22番

佐藤 多賀幸 委員

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

調査日、調査日は農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、JR油島駅から南東に約1.5kmの位置にあり、周囲は北側が水路、東側が道、南側が市道、西側が農地となっております。

議 長
12番
藤原 美喜男 委員

平成元年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われております。

第3号、申請地は、JR油島駅から南西に約1.4kmの位置にあり、周囲は北側がため池、東側が農地、南側が山林、西側が農地となっております。

昭和50年頃から自宅への進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、JR矢越駅から南西に1.9kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側及び南側が市道、西側が原野となっております。

昭和60年頃から宅地及び資材置場として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長
議 長
議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第74号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長
議 長
局 長 補 佐

挙手満場と認めます。

よって、「議案第74号」を可と決します。

次に、「議案第75号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

42ページをお開き願います。

議案第75号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について、内容をご説明いたします。

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものです。

43ページをお開き願います。

本議案につきましては、先ほど農地専門委員長から報告がございましたが、第1号は大東地域に係る案件で、令和3年度中に非農地判断の相談を受けていたましたが、標高が高い場所のため、雪解けを待って調査を行ったものです。

当該地は、約30haの牧場の一部ですが、隣接する山林との境界にあり、農地としての利用が困難な状況に荒廃していたことから、非農地判断を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第75号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第75号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。

よって、「議案第75号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第76号 令和3年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 44ページをお開き願います。

議案第76号 令和3年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、ご説明いたします。

これは、農業委員会の事務について、その運営の透明性を確保するため、事務の実施状況について、情報の公表が義務付けられていることから、報告のとおり決定することについて、議決を求めるものです。

45ページをご覧願います。

Iの農業委員会の状況は、農業の概要、農業委員会の現在の体制ということですので、ここはお目通しいただきたいと思
います。

46ページをご覧ください。

IIの担い手への農地の利用集積・集約化の状況ではありますが、令和3年度末における農地の集積目標は9,809haでしたが、集積実績は9,760haで、新規の集積実績は51ha、達成状況は99.5%とな
っています。

47ページをご覧ください。

IIIの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ではありますが、令和3年度の目標及び実績について、参入目標は11経営体、63haでしたが、参入実績は9経営体、39haでした。

48ページをご覧ください。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価ではありますが、令和3年度の目標及び実績について、解消目標25haに対し解消実績15haで達成状況は60%でありました。

49ページをご覧ください。

Vの違反転用への適正な対応についてではありますが、農地パトロールなどの結果、令和3年度において違反転用農地は確認され
ませんでした。

50ページをご覧ください。

VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ではありますが、令和3年度に総会を経て処理した件数は、農地法第3条が156件、農地法第4条、5条の転用が149件でした。

51ページをご覧ください。

農地所有適格法人からの報告への対応ですが、提出の遅れる法人があることから、督促をして報告の指導を行っております。

情報の提供等については、賃借料情報、農地の権利移動の状況等適切に公表、報告しているところであり
ます。

52ページをご覧ください。

VIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、該当がございませんでした。

VIIIの事務の実施状況の公表については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価について、市のホームページにより公表しているところ
であります。

農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出については、

議長
20番
遠藤 勝幸 委員

局長 補 佐

議長
7番
佐藤 想司 委員

局長 補 佐

一関市長に「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を提出したところであります。

以上で説明を終わります。

審議願います。

参考までにお聞きしたいのですが、Ⅰの「1 農業の概要」は農林業センサスに基づいてということですが、これは2020年度に行った農林業センサスの結果でしょうか。

2020年の農林業センサスの結果はまだ手元に届いていないので、その前の結果です。

そのほかございませんか。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ということですが、東山地域では、石灰の工場がいっぱいあるのですが、そこで出た残土を田んぼに埋めて、それに最後に畦をつけるという形で田んぼとして一応認められて、そのままやっていたわけです。

それが、ここに来て中山間支払い等で対象外だということで、過去に遡って返還するように、という命令といますか、そういう流れになっております。

おおよそ東山だけで50筆あると言われておりまして、寝耳に水みたいな感じで、みんな非常に混乱している状態で、市としても恐らく対応に苦慮しているかと思いますが、普通に歩いていけば、これが田んぼか、と思うようなところが多々あるのですが、そういうところを違反として捉えていなかったのかどうか、今日の現状変更届とも関連しますが、そもそも農業委員会といますか、農地法でいう田んぼというものの定義がどうなっているのか、というところが疑問です。

Ⅴの1では、違反転用面積は0haと書いてありますけれども、農業委員会としては、あれはあれで田んぼだ、という認識でおられたのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

お答えいたします。

今、委員よりご質問のケースですが、現在、市の対応については協議中です。

ただし、ここで申し上げられることは、全て農地現状変更届が出されておりまして、その現状変更というのが農地としての利便性を高めるために行う工事で、ほとんどのケースで盛り土という表現で申請をされているところです。

そして、その申請の中には最終的に農地として復元しますとい

う誓約書がついております。

ですから、現在、表面が砂利になっているというのは、農地として利用できる状況ではありませんので、まだその誓約が履行されていない状態であると解釈せざるを得ないわけです。

それが、違反転用と判断された場合、何に転用したものなのかということもありますので、そこも含めて今後協議いたしますが、現状で言えることは、当初の申請の内容が履行されていないということです。

それに基づきまして、今後の対応を検討してまいります。

議 長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第76号 令和3年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第76号」を可と決しました。

議 長

以上で全議案が終了いたしました。

第10回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後3時10分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員

